

1 特定健康診査とは

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づき、平成 20 年 4 月から 40 歳以上の被保険者へメタボリックシンドロームの予防・解消に重点を置いた生活習慣病予防のため、指定の医療機関で実施している健診であり、保険者は記録の管理を義務付けられています（※参考資料 2）。

保険者としては、健診の結果は、医療機関を通じて収集している個人情報となります。 ※年間件数 約 13,000 件

2 診療報酬明細書（レセプト）とは

本来、医療機関が医療費の保険者負担分の請求を行う目的で作成するものがあります。レセプトには、医師が判断した疾病名や診療行為が記載されているため、被保険者の個人情報であると同時に医師の個人情報であるという二面性を持っています。

保険者としては、「診療報酬の審査支払」を目的に国保連合会を通じて収集している個人情報となります。 ※年間件数 約 840,000 件

3 本人外収集及び目的外利用について

| 個人情報の名称 | 対象者 | 収集及び利用する目的 | 収集及び利用する個人情報の項目 |
|--------------|--------------------|-------------------------|---|
| 特定健康診査の結果 | 40 歳以上の健診を受診した被保険者 | 健診結果を分析し、各事業の対象者を抽出するため | 被保険者証記号・番号、生年月日、性別、住所、氏名、健診医療機関、健診日、BMI、身長、体重、胸囲、収縮期血圧、拡張期血圧、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、空腹時血糖、HbA1c、AST、ALT、 γ -GTP、血清クレアチニン、尿たんぱく、心電図、眼底検査、質問項目 |
| レセプト（医科及び調剤） | 医療機関を受診した被保険者 | 受診内容を分析し、各事業の対象者を抽出するため | 被保険者証記号・番号、生年月日、性別、氏名、診療年月、給付割合、傷病名、診療内容、診療項目、処方薬剤薬局名、処方内容、診療開始日、医療機関コード、診療実日数、決定点数、 |

4 目的外提供について

事業1～4

| 個人情報の名称 | 提供する相手方 | 提供する目的 | 提供する個人情報の項目 |
|---------|---------|------------|---|
| 分析結果 | 本人 | 医療機関への受診勧奨 | 健診日、BMI、身長、体重、胸囲、収縮期血圧、拡張期血圧、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、空腹時血糖、HbA1c、AST、ALT、 γ -GTP、血清クレアチニン、尿たんぱく |

事業1

| 個人情報の名称 | 提供する相手方 | 提供する目的 | 提供する個人情報の項目 |
|---------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 分析結果 | 本人が通院する医療機関の主治医 | 保健指導を実施する対象者の抽出 | 生年月日、性別、氏名、被保険者記号番号、病期（推定） |